

事前相談が必要です。修業年度途中で申請することもできますが、申請月からの支給となり遡り支給はしません。



ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業のご案内

母子家庭の母、父子家庭の父が就労に有利な資格取得のため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のため**訓練促進給付金**、また修業修了後に**修了支援給付金**を支給します。

対象者

安芸高田市内に住所を有し、20歳未満の子どもを扶養する母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての条件を満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けている方または、同様の所得水準にある方
※児童扶養手当の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り引き続き対象となります。
※扶養義務者の所得制限額超過や公的年金等の受給を理由に児童扶養手当の支給が受けられない場合も、申請者の所得によっては支給要件に該当する場合があります。
- ② 養成機関において、6月以上のカリキュラムの修業、対象資格の取得が見込まれる方
- ③ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ④ 過去にこの事業による給付金と趣旨を同じくする給付金を受給していない方

対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座で情報関係の資格や講座等、安芸高田市長が必要と認める資格

支給期間

- ① **訓練促進給付金**・・・修業する全期間（資格取得のために必要な最短修業期間で上限48月）
※1 修業開始日以後、申請された日の属する月より支給します（修業途中からの申請も可能）。
※2 修業期間中に児童が20歳になった場合は、20歳になった月までの支給となります。
※3 准看護師養成機関を修了後、引き続き看護師養成機関で修業する場合も、支給期間の上限は通算48月となります。
（再度、看護師養成機関入学前に事前相談及び給付金の申請が必要です。）
- ② **修了支援給付金**・・・養成機関を修了した日以降
※1 修業開始時及び修了時に要件を満たしている必要があります。
※2 准看護師養成機関を修了後、引き続き看護師養成機関で修業する場合は、看護師養成機関を修了した日以降に支給します。

支給額

	訓練促進給付金	修了支援給付金
市民税非課税世帯	月額 100,000円 最後の12月は月額 140,000円	50,000円
市民税課税世帯	月額 70,500円 最後の12月は月額 110,500円	25,000円

- ※1 支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況によって決定します。
◆同居家族に市民税課税の方がいる場合は、申請者が非課税でも、課税世帯の支給額となります。
◆支給額は、4月～7月分は前年度、8月～翌3月分は当年度の課税状況により決定します。
- ※2 准看護師養成機関修了後に引き続き看護師養成機関で修業される場合、支給は次のようになります。
（例）准看護師養成機関（2年制）修了後、引き続き看護師養成機関（2年制）で修業される場合

1年目	2年目	3年目	4年目
准看護師課程（2年間）		看護師課程（2年間）	
支給	支給 ※増額対象外	支給	支給 ※増額対象

2年目に増額分を受給していた場合、4年目の増額はありません。

申請から支給までの流れ

事前相談

資格取得への意欲や能力、資格の取得見込み、現在の生活状況などをお伺いします。

【必要なもの】 ① 養成機関のパンフレット等

訓練促進給付金

支給申請

必要書類をそろえて、修業を開始した日以降に支給申請をしてください。

【必要なもの】 戸籍謄本等、一部省略できる場合があります。

- ① 支給申請書（所定の様式）
- ② 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本または戸籍抄本
- ③ 世帯全員の住民票
- ④ 申請者の児童扶養手当証書の写し
- ⑤ 申請者及び同居家族の課税証明書
- ⑥ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
- ⑦ 入校証明書等（養成機関の長が証明する在籍を証明する書類）
- ⑧ 世帯全員のマイナンバーがわかるもの
- ⑨ 振込先口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）
- ⑩ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

決定通知

申請書類を審査し、高等職業訓練促進給付金等支給（不支給）決定通知書を送付します。

在籍状況の確認
(四半期ごと)

●四半期（3か月）ごとに在籍状況や出席状況がわかるものをご提出ください。

※月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合（夏季休暇等を除く。）は、当該月の訓練促進給付金は支給しません。

【必要なもの】 ① 在籍証明書等（出席状況がわかるもの）

・
支給（振込）

●毎月、翌月10日までに「高等職業訓練促進給付金等請求書」を提出してください。

修業修了

必要書類をそろえて、修業を修了した日から30日以内に修了報告をしてください。

【必要なもの】 ① 高等職業訓練修了報告書（所定の様式）

② 養成機関が発行する修了証明（卒業証書、合格証書等）

修了支援給付金

支給申請

必要書類をそろえて、修業を修了した日から30日以内に支給申請をしてください。

【必要なもの】 戸籍謄本等、一部省略できる場合があります。

- ① 支給申請書（所定の様式）
- ② 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本または戸籍抄本
- ③ 世帯全員の住民票
- ④ 申請者の児童扶養手当証書の写し
- ⑤ 申請者及び同居家族の課税証明書
- ⑥ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書
- ⑦ 養成機関が発行する修了証明（卒業証書、合格証書等）
- ⑧ 世帯全員のマイナンバーがわかるもの
- ⑨ 振込先口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）
- ⑩ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

決定通知

申請書類を審査し、高等職業訓練促進給付金等支給（不支給）決定通知書を送付します。

支給（振込）

「高等職業訓練促進給付金等請求書」を提出してください。

必要な届出

対象の要件に該当しなくなった場合は、速やかに届出してください。

- ① 母子家庭、父子家庭でなくなったとき（婚姻、事実上の婚姻）
- ② 本人の所得が児童扶養手当の所得制限額を超えたとき
- ③ 養成機関での修業を途中でやめたとき（退学、休学）
- ④ 安芸高田市に住所を有しなくなったとき
- ⑤ 世帯の状況に変更があったとき

<お問い合わせ>

〒731-0592

安芸高田市吉田町吉田 791 番地

安芸高田市役所 福祉保健部

こども家庭センター

TEL：0826-47-1283